

現下の低金利状況を踏まえた非継続基準のあり方 及び総合型企業年金のガバナンス等に関する要望

平成28年10月13日

企業年金連合会

本年2月に日銀がマイナス金利政策を導入したことにより、国債の金利水準も大きく低下しています。

特に、総合型厚生年金基金においては、中小企業の企業年金の存続・維持に向けて、総合型DB基金への移行の実施または移行に向けた検討など、様々な取組を行っているところですが、国債の金利水準の低下により、最低積立基準額を算定する予定利率が低下し、今後、非継続基準に抵触する基金が発生することが見込まれます。このような基金については、制度移行直後から掛金の引き上げが求められることとなるため、制度移行についての検討の見直しを余儀なくされ、場合によっては、制度廃止に進路変更せざるを得ないといった混乱が生じています。

また、社会保障審議会企業年金部会において、確定給付企業年金のガバナンスについて議論が行われており、その中で、総合型DB基金への対応として、代議員の選任のあり方や会計監査に関する論点が提示されているところです。

企業年金連合会では、これらの総合型企業年金をとりまく状況を鑑み、総合型企業年金向けにアンケートを実施しました。このアンケート結果や政策委員会厚生年金基金小委員会及び確定給付企業年金小委員会での議論等を踏まえ、今後の企業年金の普及・拡大のために、以下のとおり要望いたします。

I 現下の低金利状況を踏まえた非継続基準の財政検証に用いる予定利率等について

- 厚生年金基金及び確定給付企業年金の非継続基準の財政検証において最低積立基準額の算定に使用される予定利率は、30年国債の直近5年間の平均利回りに基づき厚生労働省告示で示されることとなっている。
- 現下のマイナス金利政策により、上記平均利回りが今後、大幅に低下していくことが想定されることから、継続基準では積立水準を満たしている場合であっても、非継続基準では最低積立基準額が過大に算出されることにより積立水準が大幅に悪化してしまふことになるが、現在の財政検証ルールでは、積立不足を翌事業年度もしくは翌々事業年度に掛金の引き上げにより解消することとなっている。これにより、掛金の大幅な引き上げが必要となり、厚生年金基金及び確定給付企業年金の事業の継続が困難となることが危惧される。
- したがって、このような国債の利回りの低下というこれまで想定されなかった年金財政への影響などを踏まえ、加入者及び受給者の年金受給にも配慮しつつ、以下について検討し、必要な措置を早期に講じていただきたい。
 - ① 当分の間、現時点で告示されている予定利率（1.76%）で固定するなど、マイナス金利政策適用時に一時的に低下した利回りを平均計算の対象から除外する措置を講じること
 - ② 予定利率算出の際に用いる国債について、現行の30年国債

を平均する期間を5年間からより長期間に変更したり、40年国債の5年平均を使用するなど、より長期の視点で予定利率を設定すること

③ 下限利率を設定すること

- また、非継続基準に抵触し、翌々事業年度に特例掛金を拠出する際の資産の増加見込額算出時において、給付による資産の減少見込額を加算することとされたところであるが、成熟度の高い基金では変更の影響が大きいので、この取扱いについて経過措置を設けていただきたい。
- さらに、総合型企業年金の非継続基準については、母体の破綻リスクは加入事業所の数に比例して減少すると思料されるところであり、このような事情も含め、各企業年金の置かれた実情や意見をよく把握して早急に必要な措置を講じていただきたい。
- なお、企業会計基準委員会（ASBJ）においても、マイナス金利政策下における会計上の対応として、退職給付債務の算定に用いる割引率について、本年3月に暫定的な取扱いが示されているところである。

II 総合型企業年金のガバナンス等について

1. 代議員の選任について

- 社会保障審議会企業年金部会（以下「企業年金部会」という。）において、代議員の選任のあり方に関する論点として、「代議員

の定数が基金の規模に見合った一定数以上であり、代議員の所属企業に偏りが生じないように代議員の専任基準を定めること」とされ、「原則として事業主の全てを選定代議員とする。ただし、事業主が100人を超える場合は、各基金で選定基準を設けた上で事業主の一部を選定代議員とすることを許容するが、その場合には、①全事業主の数の1割（上限50人）以上が選定代議員となり、②再任制限を設けるなど選定代議員が特定の事業主に偏らないよう、選定基準を定めること」が提案されている。

- 一方、総合型企業年金へのアンケート結果では、選定代議員の数（平均）は、厚生年金基金においては約17人、さらに確定給付企業年金への制度移行後は、実施事業所の規模の縮小に伴い約12人と代議員の数も縮小傾向となっている。
- 事業主により選定される代議員は、確定給付企業年金法上、事業主（その代理人を含む）及び使用人のうちから選定される事業主サイドの代表者であり、総合型企業年金のガバナンスの強化を検討するにあたっては、むしろ、代議員会等における議論や意思決定プロセスについて、実施事業主や加入者等に対して適切に情報開示を行うことなどにより、基金運営の透明性を高めることを最優先事項として検討いただきたい。
- なお、企業年金部会においては、代議員の選任に関する規制の適用除外の要件として、「総合型DB基金を共同して設立する企業の大半が所属する組織体であって、当該基金の運営方針について組織体としての統一的な見解を将来にわたって保持することが確実であると認められるものがある場合」が示されているが、

現場の実態も踏まえ、総合的に検討していただきたい。

2. 会計監査について

- ・ 企業年金部会においては、「資本関係等のない複数事業主設立のDB基金では、自らの拠出分が他の事業所分と混在するため、各事業所では基金全体の会計の正確性の確認が困難」とされ、「外部の専門家による会計監査を実施することによる効果は一定程度あると考えられる」とされている。
- ・ しかしながら、厳しい財政状況下において、事務費掛金を見直してコスト縮減を図っている総合型企业年金にとって、外部の専門家による会計監査を実施することは費用面で大きな負担となるところであり、基金ごとの事業状況の違いに留意し、効果やコストを十分踏まえた対応が必要である。
- ・ また、掛金収納事務を外部機関に委託することや基金が会計帳簿や経理処理について丁寧に説明した上で、代議員から選出された監事が四半期ごとに会計監査を実施することなどにより、経理上の不正を防ぐための取組みが図られている例も見られる。
- ・ 外部の専門家による会計監査の活用については、こうした基金の実態を踏まえた配慮をいただきたい。

3. 確定給付企業年金の機械処理経費について

- ・ 業務委託費の年金経理からの支出は、安定的な財政運営が確保

されていることを前提として行われており、その中で、受託機関への業務委託形態がⅠ型である厚生年金基金の機械処理経費については、平成22年度以降、年金経理から支出することが可能となっているが、確定給付企業年金においては認められていない。業務委託形態Ⅱ型の機械処理経費は、受託機関への業務委託費として年金経理から支出可能であり、当該措置について、厚生年金基金と確定給付企業年金で取扱いを異にする必然性はないものと考えられることから、業務委託形態Ⅰ型の確定給付企業年金の機械処理経費の取扱いについては、年金経理からの支出も可能となるように見直していただきたい。

以上